

広報いかわ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井川町発行の広報「いかわ」に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定め、広報いかわの充実を図るとともに、民間企業等との協働により、広告を有料で掲載することにより、町の自主財源の確保及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の掲載基準)

第2条 掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これらに類するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 虚偽または誇大な表現などと認められ不適切なもの
- (8) その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。また掲載位置は、本文中の最下段とし、広告主は広告枠の位置指定はできないものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広報誌、町のホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「申請者」という。)は、広告掲載申込書に広告の電子データを添えて、町長に提出するものとする。

2 掲載の申込の締め切りは、掲載を希望する広報誌発行日の広告を掲載しようとする広報誌発行日の30日前とする。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、広告掲載の可否を決定し、別に定める広告(非)掲載決定通知書により申請者に通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告を掲載する優先順位は、広告掲載申込書での申し込みが早いものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、町長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の掲載料は還付しないこととする。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかった場合は、この限りではない。

(掲載の取り消し)

第9条 町長は、広告主が次の各号に該当する場合は掲載の決定を取り消し、当該広告主に通知するものとする。

- (1) 掲載料を指定する期日までに納入しないとき
- (2) 広告原稿を期日までに提出しないとき
- (3) その他広報の編集発行上支障があると認める場合

(広告内容の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広報に掲載する広告の取り扱いに関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(別表) 広告の規格及び掲載料

	規格	掲載料(税込)	掲載位置
1号枠	縦60mm×横175mm	10,000円	町が指定する位置
2号枠	縦60mm×横85mm	5,000円	

※広報誌の編集上、支障があるときは掲載位置を変更する場合があります。